

放課後児童クラブの職員の職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成30年12月18日

提 出 者

17番 きくち 太 郎

15番 蔵 野 恵美子

2番 ひがし まり子

4番 深 田 貴美子

13番 笹 岡 ゆうこ

武蔵野市議会議長 本 間 まさよ 殿

## 放課後児童クラブの職員の職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後等に安全で安心して過ごせるための遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものである。

児童の安全確保には、児童を見守る職員体制の確保が必要である。それゆえ、突発的な事故等が生じた場合に対応する職員のほか、それ以外の児童に対応する者が必要となる等の理由から、職員を複数配置することとしている。これらの職員配置等については国が基準を定め、市町村が条例を定める際に従うべき基準とされている。

一方、地方分権改革の提案募集において、全国的に児童クラブ職員、特に有資格者の人材不足が深刻化し、運営に支障が生じているとして、従うべき基準の規制緩和を求める提案が地方から国に提出された。これを受け、国は、当該従うべき基準を参酌化することについて、地方分権の場で検討させる方向で議論している。

人口減少が進む地方の実情は理解するものの、「従うべき基準」での職員配置基準を緩和して職員が1人で多くの児童を受け持つことになった場合には、安全性の低下が懸念される。放課後児童クラブの運営にとって最優先すべきことは児童の安全の確保であり、このための最低基準として当該従うべき基準が定められたものである。これを単に職員確保が難しいという理由から緩和すべきではない。

放課後児童クラブにおける児童の安全を確保するためには、支援員の量の確保と質の向上が不可欠である。そのため、国においては経験等に応じた処遇改善を進めるための事業を始めたが、その要件が厳しいことから事業の活用が進んでおらず、放課後児童支援員等の処遇の改善はいまだ不十分な状態である。

よって、武蔵野市議会は、貴職に対し下記の措置を講ずるよう強く求める。

### 記

- 1 放課後児童クラブの職員の職員配置基準等に係る従うべき基準について、児童の安全が確保されるよう堅持すること。
- 2 放課後児童支援員等について、給与等の処遇の改善を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月 日

武蔵野市議会議長 本間 まさよ

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

少子化対策担当大臣

男女共同参画担当大臣

地方創生担当大臣

あて